

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十第

行發日一月一年一十正大

マルクス氏餘剩價值説の評論	法學博士 田島 錦治
我邦の所得税を論ず	法學博士 神戸 正雄
奴隸制と賃労働制	法學博士 河上 肇
累進税の根據に就いて	法學博士 小川郷太郎
植民政策上より觀たる委任統治	法學博士 山本美越乃
小作制と小作法	法學博士 河田 嗣郎
社會の團結の減衰	文學士 高田 保馬
海運に於ける競争と獨占	法學士 小島昌太郎
舊尾張藩に於ける地割制度	農學士 奥田 或
財産税と國富統計	法學士 汐見 三郎
開城簿記の起源に就て	法學士 大森 研造

奴隸制と賃勞働制

河 上 肇

人の生活は、他の人を手段として利用すること無くしては、到底考へ得られざるものである。他人を手段として利用することは、人のいのちの萌芽と共に萌芽する。人のいのちは最初胎兒の形に於て賦與せられるが、その胎兒は母體を住居に宛て、其處にゐて母體の營養を自分のために吸収して仕舞ふ。それは完全なる寄生虫であつて、何等の對價を提供することなしに、自分の生活に必要な資料を、他人から奪つてゐるのである。既に嬰兒として生れ落ちてからでも、その最初に要求する所の食料は母乳であつて、母體は依然として嬰兒のため食料供給の道具として利用せられる。斯様にして子供が親を手段として利用する機會は、その後と雖も猶ほ長く引續く。けれども此の如き場合は、親が自分を子供の生活の手段とすることに於て、彼れ自らの目的を實現するのであるから、事は自發的に起り、其處に強制の必要を生じない。

人が相手方の意志に反し、其の者を手段として利用しやうとする時、其處に強制の必要を生ずる。さうして斯かる強制が、經濟上の目的のため、廣く社會に行はれて、一の制度に固定したものを、極めて大まかに大別すれば、奴隸制及び賃勞働制の二種となすことが出来る。私は今、この

二つのものゝ異同につき、その大體を考へて見たいと思ふのである。

嘗てリンカーンは、「一の階級が他の階級に向つて、お前達は働いて苦んで、さうしてパンを稼げ、吾々は其れを食うであらう、と言つてゐる社會は一つの奴隸社會である」と言つたと云ふことだが、斯様な意味に於て、今日の労働者も往々賃銀奴隸 (wage-slave) と稱せられる。しかし之は通俗の用語で、學問上奴隸と稱せられるものは、もつと狹義のものである。「産業制度としての奴隸制」の著者は、「奴隸とは他の人の財産又は所有物であり、さうして其の人のために働くべく強制されてゐる所の人である、と定義し得る」と言つてゐる。今この定義に従へば、奴隸と賃労働者との間には、少からざる異同がある。

第一に、奴隸は他人の所有物であるが、賃労働者は何人によつても所有されてはゐない。奴隸は物としての人である。彼は其の主人と一定の關係の下に生活してゐても、それは牛馬が其の所有者と一定の關係の下に生活してゐるのと同じことで、主人と共に一の社會を成すのでは無い。主人との關係は物理的の關係で、社會的の關係ではない。牛馬が其の所有者の社會の一員でないと同じやうに、奴隸は其の主人の社會の一員に屬しない。社會を成してゐる者は奴隸の主人だけであつて、奴隸は當該社會の外に横はる『外界の物體』である。しかるに賃労働者は、その雇主と

1) Nieboer, Slavery as an Industrial System, 1910, p. 8.

共に社會を成す。彼れの雇主が社會の一員であると同じやうに、彼も亦同じ社會の一員である。彼は社會外に横はる物體ではなくて、社會内に生存する人格者である。その點に於て、賃労働者は奴隸と全く其の性質を異にしてゐる。

第二に、奴隸は主人のために働くべく強制されてゐるが、賃労働者は何人からも斯かる強制を受けない。彼は生涯一定の雇主の下で働く必要は毫も無い。厭と思へば、甲の雇主を去つて乙に行き、更に乙を見棄て、丙に行くも自由である。のみならず、雇主を求めて一定の労働に就くも就かざるも、總じて全く自由である。だから彼は『自由労働者』と稱せられる。

斯様な譯で、賃労働者は固より奴隸ではない。けれども彼が往々にして賃銀奴隸と稱せらるゝ所以は、多くの點に於て奴隸と類似の性質を有するからである。

第一に、賃労働者は他人に向つて其の労働力を賣る。彼は彼れのからだ——いのち——を一纏めにして賣るのでは無いが、それをなしくづしに賣るのである。今日の社會では、吾々の生活に必要な殆ど總ての物は『買ふ』といふ形式によつて得られる。しかるに吾々は、物を買ふためには之を買ふに必要な資金をば、或る他の物を賣るといふことによつて得なければならぬ。それゆへ自分の労働力の外、賣るべき何物をも有たぬ無産者は、その生計を維持するがため、先づ自分の

勞働力を賣ることによつて、賃労働者にならなければ爲らない。ところが外の商品の賣手と違つて、勞働力の賣手は、自分自身が買手の支配の下に屬しなければならぬ。何故といふに、外の商品は自分のからだと離れて存在してゐるものだから、それを他人に賣れば、其の物が自分の支配から離れて他人の支配に屬するに至るだけであるが、勞働力といふものは人間のからだの働きであるから、それはからだから離して賣る譯に行かないのである。即ち自分の勞働力を賣つてそれを他人の支配に歸せしめたならば、その賣り付けた勞働力を發揮する期間は、同時に自分のからだをも買主の支配の下に屬せしめなければ爲らぬのである。だから勞働力を賣ることは、一時、からだを賣ることである。生涯に亘つて、いのちの全部を賣るのでは無いが、雇傭期間に亘り一定の勞働に従事する時間内だけのいのちを切り賣りするのである。此の點に於て、奴隸と賃労働者との異同は、家屋の賣買と其の賃貸借との異同に等しい。家屋を賣るのは家屋の體を賣るのであり、家屋を賃貸するのは家屋の用を賣るのである。しかるに家屋の用を賣るがためには、吾々は一時その家屋そのものをば、之が用の買主の支配下に委ねなければならぬ。家屋を借りたるものは、その借りたる期間内に於て、當該家屋の一時的所有者である。それと同じやうに、奴隸は其の體を買はれたものであり、賃労働者は其の用を買はれた者であると云ふだけの差はあるが、しかし體を離れて用のみ存在することはあり得ないから、勞働力の買主は、勞働力の所有者とい

ふ理由によつて、おのづから當該賃労働者の一時的所有者である。即ち奴隷は生涯に亘つて主人の所有物であるが、賃労働者は其の雇傭期間に亘つて雇主の一時的所有物である。其處に一定の相違があるに拘らず、又一定の共通性がある。

この事から又次の事が生まれる。既に述べたやうに、奴隷は他人によつて所有せらるゝ物であつて、社會の一員ではないが、それと同じ理由によつて、賃労働者は其の労働力を賣ることにより、雇主のため一時的所有の目的物となり、爾かする限りに於て、一個の物となり、社會の成員とはならない。所有物の特徴は、それ自身の目的を有せず、所有主の目的を達するための單なる手段となることである。奴隷は一生を通じて此の如き手段としての存在を有するに過ぎない。さうして賃労働者も、その賃労働者たる資格に於ては、雇主のため單なる手段としての存在を有するに過ぎない。だから彼は賃労働者たる資格に於ては、言ひ換ふれば、その従事する産業の經營に關しては、何等の發言權を有しない。企業經營の範圍に於ては、彼は企業者社會の外に横はる外界の物體である。だから例へば株式會社の總會に出席する者は株主であつて、其處には一人の賃労働者も出席することは出来ない。即ち彼は、株主の社會に於て人格の影さへも認められず、全然その社會の外に横はる外界の物體であると言ふ點に於て、その會社に屬する機械や原料と同じである。所謂産業自治の主張は、賃労働者が、人格者として機械原料等より別種の取扱を受けん

とする要求の一發現である。蓋し雇主と賃労働者とが對等の人格者として對立するのは、雇傭契約を締結する間際までとあつて、一旦労働力を賣つて仕舞つたならば、一日八時間なり十時間なりの間は、労働者は一個の道具としての存在を有するに過ぎない。けれども彼が奴隷と相違する所は、奴隷は終日終生一個の道具としての存在しか保ち得ないが、労働者は、一日八時間なり十時間なりの労働時間を経過し、一たび生産の世界から——即ち工場や會社やの門から——出て消費の世界に這入ると、彼は彼れ自身のための生活を爲し得る點である。彼れの得る所の勞賃は僅かである、けれども彼は其の所得たる勞賃を支出することによつて、言ひ換ふれば、一定の需要を惹き起すことによつて、需要の世界に一定の發言權を有つことが出来る。その發言權は縦ひ輕微なものであるにしても、兎も角彼は、之によつて社會の成員たる資格を具へる。その範圍に於ては、彼は所有せらるゝ物では無くて、物を所有し得る人格者である。一日二十四時間の中から八時間乃至十二時間の労働時間を除けば、その残りの時間は、彼が人としての生活を爲し得る時間である。『十二時間の間、織つたり、紡いだり、鑿坑したり、轆轤を廻したり、家を建て、シヤブルを呼び、石を割り、運搬を爲し、その他様々の仕事に従事する労働者にとつて——此の十二時間に亘る様々の仕事は、彼れの生活の表現であり、彼れの生活たるに値するか?、その逆である。生活は彼れのために、此等の仕事が濟んだ時、食卓に於て、居酒屋に於て、寢床に於て

始まるのである²⁾。兎も角仕事が進んだ後は、食卓に於てなり、居酒屋に於てなり、寢床に於てなり、其處に彼れの生活が始まる。そこで彼は他人から道具として取扱はるゝ Sachverhältnis から出て、他人と對等の交通を爲し得る Geschichtsverhältnis に這入り得る。要するに、奴隷は生涯に亘つて彼れ自身の生活を有ち得ないが、賃労働者が彼れ自身の生活を有ち得ないのは、その労働時間内に限られる。其處に一定の相違があり、又一定の共通性がある。

此の事は更に又次の事を生む。元來生産の手段たり道具たるものは、如何に生産に貢献してもその生産の結果について何等の權利を有せざるものである。例へば種子や肥料は如何に穀物の生産に貢献したからとて、その生産された穀物の分配に與ふことは出來ない。人が穀物の生産を爲すには、種子や肥料は勿論、土地や太陽の光線やの共同の働きに俟たなければ爲らぬのであるが、しかし人は自分が穀物を生産したと觀念するものである。是れは種子や肥料や土地や太陽やに對して其の人格を認めないから——此等のものは皆自分のする仕事の手段であり道具であると看做してゐるから——生産は自分だけがしたと觀念するのである。更に他の例を取れば、吾々が寫眞を撮る場合でも、寫眞機の力を借りなければならぬし、太陽の光線の力も借りなければならぬのだが、しかし吾々は、この寫眞は自分一人で撮つたと言つて、寫眞機や太陽と一緒に作つた

2) Marx, Lohnarbeit und Kapital, (herausgegeben von Kautsky), S. 18. (拙譯『賃労働と資本』39頁)

とは言はない。しかし若し誰か他人の助力を乞うたならば、その時は自分一人で作つたとは言はなくなる。それは其の他人を一つの人格者と看做してゐるからである。斯様な譯で、自然崇拜の行はれてゐる民族の間では、様々な自然を神と考へ之を人格化して觀念してゐるから、一定の穀物を生産しても、自分一人で之を生産したとは考へない。いろ／＼な神々の協力によつて之を生産し得たと考へる。だから斯様な場合には、その生産物の一部を割いて、此等の神々に供へると云ふことが行はれる。即ち此等の神々は人格者として生産物の分配に與るのである。要するに生産物の分配に與る資格を有する者は、生産に参加した人格者のみであつて、如何に生産に貢獻しても、生産の手段たり道具たるものは、之が分配に與る資格を有しないのである。ところが前々から言ふやうに、奴隸は人格を認められざる一つの財産である。だから彼は、家畜や原料や道具と同じやうに、生産物の分配に與る資格を有し得ないのだが、その意味に於ては、賃労働者も亦た生産物の分配に與る資格を有しない者である。斯く言へば、『賃労働者は其の雇主から勞賃を得てゐる、その勞賃が即ち生産物の分配だ』と言ふ人もあらうが、實際を言へば、勞賃は決して當該労働者が其の生産の結果に與る所以のものでは無い。勞賃は所謂生産費の一部を成すものであつて、生産の結果から生産費を差引いて残つた所の所謂剩餘の一部に屬するものでは無い。さうして斯様な生産費は多くの生産手段や道具に共通なものである。例へば牛馬といふ家畜は一つ

の生産手段であるが、しかし生物であるから、その生存のためには、一定の生活資料を必要とする。だから其の使用者は之に向つて飼料を給する必要に迫られる。けれども牛馬が斯かる飼料を得てゐるからと云つて、その牛馬が飼主と共に生産物の分配に與つてゐると看做すものは有るまい。それと同じやうに、奴隸も亦た生物であるから、一定の食料を要する。さうして其の食料は即ち奴隸の主人の供給する所であるから、その點から言へば、既にマルクスの指摘したやうに奴隸の生産物全部が主人の所有に歸するのでは無く、その一部は必然的に奴隸に返へされる。けれども是がために、奴隸を以て生産物の分配に與つてゐると看做す者はあるまい。賃労働者が賃を得てゐるのも、それと全く同じことである。賃労働者も、牛馬と同じやうに、又奴隸と同じやうに、一個の生物として一定の生活資料を要する。さうして此の必要なる「飼料」が、雇主により支辨されて生産費の一項目を成すのである。それは生産に先つて前拂さるべき性質のもので、生産の終了した後その結果を分配されるのでは無い。だから所謂企業者は企業の危険を負擔するを稱されてゐる。所謂 Zinskapitalist に向つて所定の利子を支拂ひ、又賃労働者に向つて所定の賃を支拂ひ、然る後剩餘があれば之を自分の所得にし、不足が生ずれば其の缺損を亦た自分で負擔する。即ち企業の成績は甚しく損失になつても、賃労働者に向つては一定の賃を支拂ふ代りに、非常な儲をしても、それは賃労働者に分配しないで、皆自分の懐に入れて仕舞ふ。斯様にし

て彼は一定の義務を負担する代償として、一定の権利を主張するのである。——夥しき失業者の出ることは企業者の義務の不履行を證明するもので、社會組織の全體から見ても、それは企業者の權利の主張の永續し難きことを暗示する。——要するに、賃労働者が賃労働者として労働してゐる限りに於ては、彼は生産の結果の分配に與り得るものではない。只彼が之によつて一定の勞賃を得生産界を退いて消費界に入る時、彼は其の勞賃を支出することによつて、所謂社會所得の分配に與ることが出来る。此の點から考へても、消費界は生産界に比べて、よりデモクラチックであり、Gesellschaftsverhältnissの行はれてゐる範圍がより、廣い譯である。奴隷は生産界、消費界を通じ營て生産の結果の分配に與り得る機會を有たぬが、賃労働者が生産の結果の分配に與り得ないのは只生産界に限られてゐる。其處に又、一定の相違があり、同時に一定の共通性がある。

以上述べたる所は、奴隷は他人によつて所有せらるゝ財産であり、賃労働者も或る意味に於ては矢張り自分を賣つてゐる者である、と云ふ事から生ずる所の、二三の異同についての所見であるが、第二に、之から述べやうと思ふ所は、奴隷は働くべく強制されてゐる者だと謂はれ、之に反し、賃労働者は「自由労働者」と稱せられてゐるが、その實質上の差異は、此等の言葉が現はしてゐるほど其れほど著しいものか何うかと云ふ點である。

奴隸は強制的に労働に服せしめられつゝある者である。しかるに強制には暴力を必要とする。だから暴力の組織化された所でないれば、奴隸制は十分の發達をなし得ない。幼稚な狩獵種族及び漁撈種族の間に奴隸制を存するもの少いことは、一つには生産の技術がまだ幼稚であつて、一人の労働によつて二人以上の生活資料——即ち剩餘産物——を生産するの餘地がなく、従て奴隸を養つても其れは not worth his food (食はして置くだけの値打がない)といふことにも原因するであらうが、又一つには、彼等が廣大な地域に亘つて食料を探索する必要に迫まれてゐる結果、大なる部落を構成することが出來ず、強制的制度たる奴隸制を維持するに必要なだけの組織的暴力を缺ぐことにも原因してゐる。幼稚なる種族が大なる群を構成し得ざる事實及び理由は、舊著『人類原始の生活』の第四章『人類原始の社會團體』に於て述べて置いた通りである。土地に定住せず離群彷徨の生活を營んでゐる種族に在つては、たとひ敵を擒にして奴隸にしたところが、その逃亡を防ぐべき道がないのである。斯様な譯で、奴隸制といふものは、暴力が組織化されてからで無ければ成立し得ないものであり、さうして奴隸といふものは、斯様な組織的暴力の強制的下で、主人の命する所の一定の仕事に従事する労働者なのである。

しからは今日の賃労働者は如何にと云ふに、彼等は奴隸と異り所謂自由を有する。けれども其の自由は雇主を選択し得る自由であつて、雇主を有たざることの自由では無い。彼等は奴隸のや

1) Nieboer, *Ibid.*, p. 190, ff.

2) 明治四十五年第三版 99頁以下

うに自分自身を他人によつて所有されてゐるのでは無い、けれども彼等は自分の勞働力を物化するべき生産手段を他人によつて所有されてゐるのである。一定の勞働によつて一定の物を生産しやうと云ふがためには、原料、道具、機械等、所謂生産の手段を必要とする。此等の生産手段なくして、只赤手空拳を以て、物を生産しやうとしても、それは物理的に不可能である。ところが無産者は斯様な生産手段を有しない。だから彼は其の勞働を一定の物體に體化し、貨物の形に具體せしめて之を他人に賣ることが出來ない。従て彼は勞働力そのものを賣るより外に、生活の方法を有しない。即ち何れの雇主に就くも其の自由であるが、しかし何れかの雇主に就かなければならぬと云ふ強制を受けてゐるのである。彼は或る一人の主人に鎖で繋がれてゐるのではない、けれども彼等の階級全體が生産手段を所有する階級に繋がれてゐる。鎖は解かれてゐても、檻の内に入れられてゐるやうなもので、何處かに雇主を求めて、自分自身を賃勞働者にしなければ、生活の道はないのである。一人の主人に鎖がれてゐないと云ふ點に於て——所謂居住移轉の自由、職業選擇の自由を有すると云ふ點に於て——彼は奴隸の有せざる自由を有する。けれども所詮勞働者とならざるを得ないと云ふ點に於て、依然として一種の強制を受けてゐる。

今この強制の本質を吟味することは、賃勞働者の所謂自由の實質を理解するために、最も必要なことである。私は假に其れを非人格的強制と名づけ、之を對人的強制パーソナルと區別しやうと思ふ。さ

うして此の種の非人格的強制は、其の社會の生存に必要な生産手段が社會一部の階級の獨占到歸する時は、何時でも其の獨占から外れてゐる階級の人々の上に、力強く働くものである。今試に土地を以て主要の生産手段としてゐる農業民族について之を考へて見るのに、人口がまだ稀薄で、何人の利用にも屬しない土地が其の社會に残存してゐる場合は、苟くも労働能力を有する者は、自由に其等の土地を利用することにより、獨立して其の生活資料を生産することが出来る。だから或人が他人の剩餘労働を吸収しやうとすれば、暴力的の強制によつて他人を自分に隸屬せしめて置く必要があるので、それで他人を自分の財産とする所の奴隸制度——他人を自分の家來とする所の農奴制度も此の點では同じことである——が起つて來るのである。しかるに既に天下の土地が總て何人かの占有に歸して仕舞ふならば、此の如き土地の占有から離れてゐる人間は、必ず土地所有者に自分の労働力を賣つて其の生活資料を得るの外は無くなるから、土地所有者から言へば、特定の人間を自分の財産として所有し、又は自分の家來として自分の土地に縛り付けて置かなくとも、何時でも他人の労働を利用することが出来る。即ち奴隸又は農奴の必要が無くなるので、彼等は解放せられて所謂自由を得る。けれども彼等が表面上自由を得ることに爲つたのは實は彼等が經濟的に其の自由を失つた爲めである。だから彼等はたとひ居住移轉の自由を得、職業選擇の自由を得たと云へ、窮極は何處かへ行つて賃労働者にならなければならぬ。即ち自

由の束縛は、對人的から社會的に變じただけである。眼に見える人間によつて束縛されてゐる代りに、眼に見ることの出來ぬ經濟法則によつて束縛せられることに爲つたのである。それ故に、法律制度の上では、名目上總ての人に自由があつて、總ての人が平等の取扱を受けて居るけれども、實際生活の上では、當然として階級の區別が嚴存し、社會の一部の者が他の者を自分共の生活の手段として利用することが出来るのである。

以上は土地が主要なる生産手段となつてゐる場合について述べたのだが、それは土地に限らず如何なるものでも、當該社會にとつて主要な地位を占めてゐる生産手段が、或る階級の獨占到歸した時には、何時でも同じやうな現象が行はれるのである。例へば牧畜種族の間に於て、早くから所謂自由労働者の發生を見るに至つたのは、家畜といふ財産に限りがあつて、それが個人的財産となつてゐた爲めである。『牧畜種族の間では、家畜を有たない者は、その所有者にたよつて生活資料を得るより外に方法がない。だから労働者が必要な場合には、何時でも其の勤勞を提供する自由人がゐる。從て其處では太して奴隸の労働は使用されない。』¹⁾今日の文明國では、所謂資本——機械及び其れを運轉するに必要な資金——が資本家階級の獨占到歸してゐる。だから今日の社會にも奴隸の必要はない、その代り、『自由を有つた奴隸』として賃労働者が存在してゐる。

1) Nieboer, *Ibid.*, p. 273.

『労働者の所得の唯一の源は労働力の賣却にあるから、彼にして其の生存を見棄てざる限り、彼は其の労働力の買手の全階級即ち資本家階級から縁を切る譯に行かぬ。彼は甲又は乙といふ特定の資本家に隸屬してはゐないが、資本家階級に隸屬してゐるのである。』²⁾

さて賃労働者の受くる強制は、所謂非人格的強制であるが、總て強制の行はるゝ所には Gewalt（暴力）が含まれてゐる。只その暴力が或る場合には表面に出て直接に働き、或る場合には裏面に隠れて間接に働くだけのことである。言ふまでもなく、賃労働者を壓迫する所の非人格的強制に含まるゝ暴力は、裏面に隠れて間接に働く。賃労働者は其の力の物理的強制に餘儀なくせられて工場を潜るのでは無い。所謂『自由』労働者の階級を存する社會に於ては、強制を強制たらしむる物理力は、直接に労働者の肉體に迫まらないで、生産手段の私有權の保護に集中する。牧畜社會に於ては家畜の保護に、農業社會に於ては領地の保護に、さうして資本家的社會に於ては資本の保護に。誰かゞ若し此の背後に隠れたる武力を表面に喚び起して自分の肉眼で見たいと思ふならば、労働者が工場の占領——それは資本家の所有に屬する生産手段の掠奪である——を企てた時、その時その工場の附近に驅け付けて見るが可い。必ずや若干の警官か軍隊か其處に繰り出されてゐることを目撃し得るであらう。Gewalt は私有權保護といふ消極的の働きに於て、『自由』労働者を永久に『自由』労働者たらしむるものである。奴隸は自由を有しないが、賃労働者は

2) Marx, Lohnarbeit und Kapital. (拙譯『賃労働と資本』41頁)

一種の自由を有する。其處に一定の相違があり、又一定の共通性がある。

何人も他人の生活の手段とされることなく、何人も暴力の強制を受くることなく、一切の人が自分自身のために生き、一切の人が共同の目的を實現するため其の自由意志に本づいて團結する所の社會、之を *Gemeinschaft* と名づける。奴隷は一生を通じて *Sachverhältniss* の下に置かれ、賃労働者は一日の中、半ばは *Sachverhältniss* の下に置かれ、半ばは *Gesellschaftsverhältniss* の下に置かれてゐる。一切の労働者が *Gemeinschaftsverhältniss* の下に *freie Assoziation* を成すに至る日は、前途猶ほ遼遠である。